

摂津市ホームページ広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、摂津市がインターネット上に公開している摂津市ホームページ(以下「市ホームページ」という。)への広告掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類)

第2条 市ホームページに掲載できる広告は、バナー広告(市ホームページ内のWebページに表示される広告画像で、広告主の指定するWebページにリンクするものをいう。以下「広告」という。)とする。

(広告掲載の基準)

第3条 広告は、市のホームページとしての品位、公共性及び公益性を妨げないものであって、市民に不利益を与えない中立性のあるものとし、次の各号のいずれかに該当するものを除くものとする。

- (1) 法令、条例若しくは規則に違反し、又は抵触するおそれのあるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業に関するもの及び類似の業種
- (3) 貸金業法(昭和58年法律第32号)第2条に規定する貸金業に関するもの及び類似の業種
- (4) 政治活動、宗教活動、意見広告、個人的宣伝又は人材募集その他これらに類するもの
- (5) 公の秩序又は善良な風俗に反し、又は反するおそれのあるもの
- (6) 誇大表示又は不当表示その他表現方法等が不適切なもの
- (7) 市が広告の対象となるものを推奨しているかのような誤解を与える表現のもの
- (8) 行政機関からの指導等を受け、その改善がなされていないもの
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市ホームページに掲載する広告として市長が適当でないと認めるもの

(広告のリンク先ホームページ)

第4条 広告リンク先Webページ等が、次の各号のいずれかに該当するものであるときは、本市のホームページには当該広告を掲載しない。

- (1) 前条の広告掲載の基準に適合しないもの
- (2) 市ホームページと類似するデザインを用いるなど、閲覧者が市ホームページの一部であるかのように混同するおそれがあるもの
- (3) 掲載されている事業が、市政を連想させる分野であって、閲覧者が市の事業であると誤解しやすい内容を含むもの
- (4) 他のWebページを集合し、情報提供することを主たる目的とするWebページで、こ

の要綱その他市の定める広告に関する規定に反する内容を取り扱うWebページを閲覧者にあっせん又は紹介しているもの

(5) 前各号に掲げるもののほか、市ホームページからリンクすることが不適切なホームページであると市長が認めるもの

(広告画像の規格)

第5条 広告の規格は、原則として次のとおりとする。

(1) 大きさ 縦40ピクセル×横160ピクセル

(2) 形式 GIF(アニメーション可)、JPG、PNG

(3) データ容量 10KB以下

2 広告画像は、次に掲げる表現を含んではならない。

(1) 「開く」、「閉じる」、「いいえ」、「キャンセル」等の操作手順を示すボタンを模した表現

(2) アラートマークを模した表現

(3) チェックボックス、ラジオボタンを模した表現

(4) テキストボックス(入力できるように見えるもの)を模した表現

(5) プルダウンメニュー(下に選択肢があるように見えるもの)を模した表現

(6) 前各号に掲げるもののほか、閲覧者の意思に反した操作を行わせる又はそのおそれがある表現

3 広告画像には、閲覧者が市ホームページのコンテンツの一部であるかのように混同するおそれがある次に掲げる表現を含んではならない。

(1) 市ホームページと類似の色調を使用するもの

(2) 閲覧者が市の事業者であると錯覚しやすいもの

4 広告主は、広告のデザイン等に関して市及び市ホームページの信用性、信頼性を損なうことのないよう、市と必ず協議しなければならない。

(広告の掲載ページ、位置及び枠数)

第6条 広告の掲載位置及び掲載順序は、市ホームページのトップページのうちから、市が指定した場所とする。

2 広告の募集枠は、10枠以内とする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

(広告掲載料・期間)

第7条 広告の掲載料は、1枠につき、1か月当たり10,000円とする。(消費税及び地方消費税を含む。)

2 連続する複数月の掲載申し込みがあった場合、期間に応じて次のとおり広告掲載料を割り引くものとする。

連続掲載月数	掲載料
3か月以上11か月まで(連続)	1か月当たり9,000円
12か月連続	総額 100,000円

3 現に掲載中の広告について、掲載期間中に延長等の申し込みがあったことにより、前項の割引期間に該当することとなった場合は、延長月のみの割引とし、納入済みの掲載料について返還又は延長する料金との相殺はしないものとする。

4 広告を掲載する期間は、1か月を単位とし、連続する掲載期間は、各年度最長12か月とする。

5 広告掲載を開始する日及び終了する日については、市長が別に定める。

(広告の募集)

第8条 広告の募集は、市ホームページ等の広報媒体を活用し、公募により行うものとする。

2 広告の募集は、広告枠を新たに設置したとき又は広告枠に空きが生じたときに行うことができるものとする。

3 市長は、広告の募集を行うに当たって、広告主となり得るもの及び広告会社に対し、広告掲載の案内をすることができるものとする。

(広告掲載の申し込み)

第9条 広告掲載を希望する者(以下「申込者」という。)は、摂津市ホームページ広告掲載申込書様式第1号)により、郵送等で、指定する期間内に市長に申し込むものとする。

2 同一申込者が申し込める広告は、1か月に1枠分とする。

3 市長は、第1項の規定による掲載申し込みがあった場合で、必要と認めるときは、当該申込者に対し、資料の提出を求めることができる。

(広告掲載の決定)

第10条 市長は、前条の規定による申込書の提出を受けたときは、速やかに審査を行い、広告掲載の可否を決定するものとする。

2 市長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果を摂津市ホームページ広告掲載等決定通知書様式第2号)により申込者に通知するものとする。

3 広告掲載の申込件数が募集枠を超えたときは、受付順により決定するものとする。

4 広告枠を新たに設置したとき又は広告枠に空きが生じたときは、前項の規定により他の申込者が優先されたために掲載することができなかった申込者を優先するものとする。

5 広告掲載の申込者に市税等の滞納が認められた場合は、広告掲載等を決定又は承認しない。ただし、滞納分が完納された場合は、この限りでない。

(広告掲載料の納付)

第11条 広告掲載をすることができる旨の決定を受けた者(以下「広告主」という。)は、広告掲載料を市長が指定する方法及び期日までに納付しなければならない。

(広告原稿の作成及び提出)

第12条 広告主は、広告原稿(画像データ)を市長が指定する期日までに、指定する場所に提出しなければならない。

2 広告原稿(画像データ)は、広告主の責任及び負担により作成するものとする。

(広告主の申出による広告等の変更)

第13条 広告主は、1 か月を単位として、掲載する広告原稿(画像データ)又はリンク先アドレスの変更を求めることができる。

2 前項の規定による広告等の変更は、変更分の掲載を希望する月の初日に行うものとする。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

3 第1項の規定により変更を求めるときは、変更分の掲載を希望する月の初日の2週間前までに、摂津市ホームページ広告掲載内容等変更申込(届出)書(様式第3号)を提出し、その承認を得なければならない。

4 第12条の規定は、前3項の規定による広告等の変更について準用する。

(広告主の届出義務)

第14条 広告主は、次の各号のいずれかに該当するときは、摂津市ホームページ広告掲載内容等変更申込(届出)書(様式第3号)により速やかに市長に届けなければならない。

(1) リンク先ホームページの内容を大幅に変更するとき。

(2) 広告主の名称、所在地又は連絡先を変更するとき。

(広告内容等の変更)

第15条 市長は、広告の内容、デザイン又はリンク先のWebページの内容等が各種法令等に違反し、若しくは違反するおそれがあるとき、又はこの要綱等に抵触していると判断するときは、広告主に対して当該広告の内容等の変更を求めることができる。

2 広告主は、前項の規定により変更を求められた場合は、自己の責任及び負担により広告の内容等の変更を行うものとする。

(広告掲載の取消し)

第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告主への催告その他何らかの手続きを要することなく、広告掲載の決定を取り消し、又は各号に掲げる事由が解消されるまでの期間広告掲載を停止することができる。

(1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。

(2) 指定する期日までに広告原稿(画像データ)の提出がないとき。

(3) 前条の規定による広告内容等の変更の求めに広告主が応じないとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、市ホームページへの広告掲載が適切でないとき市長が判断するとき。

(広告掲載の取下げ)

第17条 広告主は、自己の都合により、広告掲載を取り下げることができるものとする。

2 広告主は、前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、書面により市長に申し出なければならない。

3 第1項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、納付済みの広告掲載料は返還しない。

(広告掲載料の返還)

第18条 広告主の責めに帰すことのできない理由により、広告の掲載を取り消したときは、納付済みの広告掲載料を当該広告主に返還する。

- 2 前項の規定により返還する広告掲載料は、掲載を取り消した月の翌月以降の納付済月額的全額とする。ただし、月の途中で掲載しなくなった場合、当該月分の広告掲載料については、歴日数による日割計算により円未満を切り捨てた額を返還するものとする。
- 3 前2項の規定により還付する広告掲載料には、利子を付さないものとする。

(広告掲載期間の延長)

第19条 広告の掲載期間中において、市の都合その他の広告主の責めに帰すことのできない理由により広告の掲載ができなかった場合は、掲載できなかった日数に応じて掲載期間を延長する。ただし、広告を掲載できなかった日数が1か月当たり1日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

(広告主の責務)

第20条 広告主は、広告の内容等に関する一切の責任を負わなければならない。

- 2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告の内容等に係る財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、市長に対して保証するものとする。
- 3 第三者から広告に関連して損害を被ったという申出がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとする。

(損害賠償)

第21条 広告主は、第16条の規定により広告掲載が取り消された場合は、市に対して損害の賠償を請求しないものとする。

(その他)

第22条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長公室長が定める。

附 則

この要綱は平成21年2月15日から施行する。